

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成19年12月19日京都市条例第27号）（総務局人事部給与課）

諸般の状況により、次のとおり、職員の勤務時間及び休憩時間を改定することとしました。

区分	改正前	改正後
勤務時間	1週間について40時間を超えない範囲内（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、1週間について16時間から32時間までの範囲内）において人事委員会規則で定める時間	1週間について38時間45分を超えない範囲内（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、1週間について15時間30分から31時間までの範囲内）において人事委員会規則で定める時間
休憩時間	1日の実勤務時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間	1日の実勤務時間が6時間を超える場合について、1時間

この条例は、平成20年1月1日から施行することとしました。

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月19日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市条例第27号

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「40時間」を「38時間45分」に、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改める。

第3条第1項中「場合は45分、8時間を超える場合は」を「場合について、」に改める。

第9条中「且つ」を「かつ、」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)